

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 10 (29. 3.21)	生活環境	<p>オーバーレイ広告など、消費者の意に反する方法による広告への対策を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>広告は、企業が広告に係る物品や役務などについて、販売数量を増加させるために行うプロモーション（宣伝）であり、その内容や方法は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）、特定商取引法（昭和 51 年法律第 57 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他関係法令を遵守し、また、消費者の納得できる態様・方法において行われるべきものである。</p> <p>一方、最近では、いわゆるオーバーレイ広告というものが存在する。その広告の方法は、おおむね次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インライン広告 画面下などに表示される、固定式の広告。 ・オーバーレイ広告 プログラム上の設定により、消費者の画面スワイプ、パソコンのマウススクロール動作に合わせ、どれだけ移動しても常時画面に表示され、誤クリックを誘発するタイプの広告。場合によっては、それまでは動かなかったのに、消費者が、マウスポインタを、次のページに進むために押したいボタンなどの特定箇所にもっていった時に、それがわざとずれる挙動をしてその周囲にある広告について誤クリックを誘発する悪質なタイプのものも存在する。 <p>「押すつもりがないのに間違えて広告を押してしまった。しかもその内容が、いわゆるランサムウェア（身代金ウイルス）を仕込むタイプのものだった」「その内容が、今踏んだあなたは〇〇円を直ちにお支払いただかないと、司法手続きに入るといった架空請求の類だった」</p> <p>私の周りでも、こういった友人がそれなりにいる。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

どうしてこのような方法が多発するのかといえば、広告を利用者が押すと、それに対して、広告主（企業）からの収益が、その PV（ページビュー：閲覧）の数に応じてサイト（ブログなどを含む）の側に入るからである。したがって、ブログなどのウェブサイトや、その広告を仲介するアフィリエイトサービスとしてはクリックをさせたいわけであるが、このように、消費者・閲覧者の意に反する形式での広告表示は利用者の作業環境の悪化が著しく、また、広告の内容も、上述のように問題がある（ランサムウェアについては、広告の挙動もさることながら、広告掲載者が広告主の審査や選別を十分にしていないことが問題である。）。

また、広告を経由した販売に係る購買成果を管理するため、消費者に無断で、パソコンに無断で cookie（消費者のパソコンに係る訪問履歴を管理するための符号情報）を残していくものも多い。cookie については、通常、企業のプライバシーポリシー（個人情報保護指針）などにより、それを残すことについては同意が取られることが多いが、こういった広告については、そもそもこのような消費者の事前同意がきちんと取られていないことに問題がある。

広告は見たいと思うものだけ見るのが本来・当然の姿であり、いわば、「見たくない者」の保護を考えなければならない。

また、広告に消費者が興味を示すであろう閲覧履歴がそのまま表示されるようになっていて、購買を誘うものや、インターネットのクリック履歴や検索履歴を収集し、当該消費者の興味・関心に応じた形で広告を行う「Interest-based advertising（興味・関心に基づく広告）」もある。消費者にとっては、さっき自分が見たものが、他人のブログ上に表示されて不快と感じる人もいるだろう。この問題はプライバシーやモラル上の観点から、専門家の間でも指摘されている。

最近では、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）アプリに表示された広告の「×」（広告を消す）ボタンが実は広告の停止にリンクしておらず、当該企業のウェブサイト飛ばされるといふ、悪質なケースもある。

		<p>については、オーバーレイ広告など消費者の意に反する広告に 対策を構すべきことについて、国の関係省庁に対し、意見書 を提出することを求める。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>オーバーレイ広告（スマートフォンやパソコンについて、プ ログラム上の設定により、消費者の画面スワイプ、パソコンの マウススクロール動作に合わせ、どれだけ移動しても付いてき て、常時画面に表示され、また、特定箇所にポインタを移動さ せたときにずれるなどして、誤クリックを誘発するタイプの広 告をいう。）など、消費者の誤クリックを誘発する方法での広 告について、その対策を求める意見書を、国の消費生活関係部 局及び経済産業省等に対し、提出すること。</p>	
--	--	--	--